

戦後日本におけるジョン・ロック研究 (下)

— 1946 ~ 1969 年 —

山 田 園 子

- 一 本論のねらい
 - 二 戦前日本のロック研究概要 — 『統治二論』をめぐって—
 - 三 戦後日本のロック研究 — 出版状況と翻訳—
 - 四 『統治二論』以外を対象とする研究の概要 (以上第 39 巻第 4 号)
 - 五 戦後における『統治二論』研究 (以下本号)
 - 六 残された課題
- 付録 戦後日本におけるジョン・ロック研究 (抄録)

五 戦後における『統治二論』研究

以下では、戦後における『統治二論』研究の問題点と今後の研究課題を明らかにする。(一)で戦後研究の問題意識を、(二)でそれに対応する研究内容とその特徴を示し、終章六において今後の課題を整理したい。

(一) 戦後研究の主な問題意識

戦後研究に見られる問題意識は四点に整理できる。

第一に、『統治二論』と日本国憲法との関連を指摘する。とくに、日本国憲法が立憲君主制を採用し、第一条で天皇の地位は「日本国民の総意に基く」とした点に、ロックの影響を見る。

第二に、『統治二論』における議論の矛盾を言う。この矛盾をもとにしてロックの政治理論に、二面的、中間的、妥協的、中庸的性格といった評価を与える。矛盾とされるものについては、二つの指摘がある。まず、ロックが理論的には国民主権 (この語の代わりに人民主権、民主制または民主政という語を使う研究も多い) を唱えるように見えて、しかし、実際には君主制を廃するこ

となく、それどころか君主に大権を認めること。次に、『統治二論』第一論のフィルマー批判において、ロックは権力の源泉として家父長権を措定することに非難を表明しながら、しかし第二論では「暗黙の同意」をもとにして世襲家長の存在から世襲君主の統治を導出すること。

第三に、革命権という概念が注目される。⁽¹⁾しかし、その性格や中身については、権力濫用への警告や圧制予防を意図したと評価されることが多い。ロックは「民衆革命」を恐れていたと指摘する研究もある。

第四に、上のように国民主権や革命権の原理の不徹底性に着目するのではなく、自由な個人が国家や政府を機構化する、自由の制度化を『統治二論』に強調する。

全般的に言えば、戦後の『統治二論』研究は民主主義思想の歴史的評価およびその発展をねらっていた。(1968 村田:156) だが、実際に研究を進めると、『統治二論』からは「民主制が最上の統治形態」という見解を素直に導出できない点に、研究者の多くはとまどいを感じ、それを「妥協性」といった語で表現した。(1949 原田:108, 110) このとまどいは「穏健」や「中庸」を指摘した戦前の『統治二論』研究にも共通するが、戦後研究の特徴は『統治二論』の読み込みによって、「妥協性」等の実態や理由を説明し、日本の国制にもかかわるロックの政治理論の本質を見出そうと模索する点にある。

(二) 研究内容

ここでは上に指摘した問題意識に対応して、研究内容とその特徴を整理したい。

① 日本国憲法との関連

『統治二論』と日本国憲法との関連を指摘した論文は1940年代と50年代に

(1) この語の代わりに反抗権や抵抗権という語を使う研究も多いが、ここからは革命権で統一する。ただし、参照文献からの引用においてはこの限りではない。

目立つ。その関連についてもっとも早く、かつ充実した議論を展開したのは1948年の清宮四郎の論文である。清宮は終戦後の日本国憲法の制定と施行を、「十七世紀イギリス革命」にたとえられる程の「日本の大変革」とみなす。彼が指摘する日本国憲法と「ロック的なもの」との関連は四点に整理できる。

第一に、日本国憲法は天皇の地位に「国民の総意」という民主的根拠を与える。これは絶対主義の否定であり、ロックのフィルムナー批判に通じる。

第二に、日本国憲法は、ロックの議論と同様、徹底した民主共和政には至らない。ただし、ロックは民主的根拠に立脚させつつ君主に大きな政治権力を求めたのに対し、現行憲法での天皇は「象徴」として国政に関する権能を持たず、君主制としては「新しい型」を示す。

第三に、『統治二論』の意義は国民、国家、政府という三側面から国家権力の動態論を展開し、民主政治のあり方に重要な示唆を与えたことにある。こうした示唆に基づいて、日本国憲法は国民主権を明示し、「最高意志」として国民の総意を措定する。

第四に、日本国憲法は「ロックを通してロックの上に」出たものである。現行憲法に比べると、ロックの議論には不徹底性と歴史的な制約がある。不徹底性としては三つが指摘される。まず、ロックは国民主権の理念を明示せず、「国民と国会」とのあるべき関係を議論しない。次に、革命権理論は権力濫用の警告にとどまり、革命権の具体的な行使や方法については言及しない。さらに、立法権と執行権との関係が確定されず、とくに、立法権の最高性が主張されつつ、君主の執行権にもそれを言う場合がある。

清宮はこれらの不徹底性の原因を、「中庸癖」というロックの個人的資質にからんだ歴史的制約、つまり国王の地位の擁護というロックの「底意」、さらにロックが「ブルジョア・デモクラシーに陶醉していた」ことに求める。彼の言う自然法や「公共の利益」は「結局、資本主義の擁護」を意味した。これに対して、日本国憲法の「公共の福祉」は「資本主義の原則を容認」しながら、「社会的または社会主義的制約」を加えたのである。(1948 清宮：451

- 462)

日本国憲法と『統治二論』との関連についての清宮の議論は、翌年、丸山眞男の論文に継承される。丸山はロックを「近代政治原理の祖」とし、新憲法に継受された彼の議論として「人間の自由と平等」と「代議政と権力分立」を強調する一方で、ロックの議論に「二面的性格」や「穏和な結論」を見出す。清宮と同様、丸山も「二面的性格」として立憲君主制の支持、「外見ほどラディカルではない」革命権の主張、そして国家の目的を私的所有権の保持に特化する「階級的立場の鮮明なる表示」を指摘する。さらに、清宮にはなかった視点として、丸山は『統治二論』の不徹底性の原因を「超越的な契機」に見出す。人間を「神の下僕」とみなすロックには、人間相互の連帯に「神への被縛性」の意識がつきまとったのである。(1949 丸山：394 - 417)

丸山論文以降 1950、60 年代において日本国憲法の天皇の地位と『統治二論』との関係に言及したのは、山崎時彦、服部辨之助、落合勇、高梨幸男である。その中で、落合と高梨は、日本国憲法前文における「国政は、国民の厳粛な信託による」という文言中の「信託」という概念に注意を促した。とくに高梨は、従来の研究における信託と契約の混同を指摘し、ロックの政治理論は契約論というよりは信託論という性格を持つと主張する。高梨によれば、ロックは中世イングランドのユース (use) に遡る信託概念を政治理論に利用し、「人民に最高権をとどめておいて、立法部、執行部および国王を人民のサーヴァント」とみなした。この文脈での革命権は、受託者である立法部等が信託違反をした場合の「信託解除権」に相当すると考えられる。ユースや信託概念については③であらためてふれたい。(1952a 山崎：53 - 54、1952b 山崎：5, 82, 98、1956 服部：24、1957 落合：71、1962 高梨：146 - 162)

② 『統治二論』の妥協性等

ここでは『統治二論』の妥協性等に関する議論として、権力の源泉としての家父長権に注意して妥協性等の原因を掘り下げた、1950 年代初頭の山崎時彦と酒井吉栄の研究を扱う。

山崎はロックの妥協性として「自然状態から世襲君主の積極的統治が引き出される」点を強調する。山崎によれば、ロックは『統治二論』第一論において、世襲家父長権に王権を根拠づけるフィルマーに論駁したが、第二論 76 節においては、「暗黙の同意」を媒介とする大家族の延長としての政治社会の成立を説き、世襲君主制を家長支配の延長とみなしたのである。酒井も同じ箇所、「君主権力」、「政治権力」の淵源としての父権を見出し、ロックによるフィルマー批判の「貫徹しない面」と考える。

山崎や酒井はこうした妥協性や不貫徹性の原因を以下の三点に求める。

第一に、山崎は、一方で自由・平等な人間の同意に「完全民主政体」を基礎づけながら、他方で世襲君主制を説くというロックの「齟齬」を、「政治社会の根拠としての自然状態（基礎的自然状態）」と「政治社会の起源としての自然状態（原始状態）」との混同として説明する。ロックは理論的には前者の自然状態から出発しながら、現実的な政治社会のあり様を、「血縁的社会関係としての家族における親子の関係」を前景に出す「原始状態」から説いてしまったのである。(1951a 山崎：24 - 29、1951b 山崎：36 - 38、1952b 山崎：99 - 111)

第二に、酒井はロックに「古いイギリス流の見解」を強調する。酒井によれば、ロックは自然法思想に基づく「抽象的人間個人の権利」の主張に加えて、「具体的イギリス人の権利」という「歴史的、半歴史的なものを残存」させた。君主の「世襲の権利」は、「英国の現実的条件」に支えられた「伝統的権利」、「特殊具体的権利」の一つだった。(1952 酒井：457, 471 - 472, 492、1953 酒井：91 - 92)

第三に、山崎と酒井はロックの「ナショナリズム」を指摘する。「対フランス関係を中心とする国際政治」の環境の中で、ロックは「絶対主義フランス」に抗して、「父権の発展としての君主権の対外的防衛の側面」を強調した。「連合権」、「同盟権」として語られる君主権のこの側面は「世襲君主の積極統治」を承認し、「ナショナリズムの見地からデモクラシーの原則をさらに緩和乃至

無視」したのである。（1951a 山崎：34、1951b：山崎：38 - 39、1953 酒井：93 - 94、1955 酒井：186）

③ 革命権

革命権の性格や中身について研究の転換点となったのは、1951年の井上茂の論文である。それまでは革命権は人民の反乱を回避するという、「反革命的動機」を前提とした君主や議会への警告措置または圧制予防策としてとらえられた。（1949 原田：111 - 117、1949 丸山：396、415 - 416、1949 服部：23 - 24）これに対して、法哲学者である井上はロックの「信託的政治権力の理論」に注目する。井上の論考以降、①でふれた高梨の研究のように、革命権に関する論調は、それを信託解消・解除権とみなす方向へ向かう。

井上の見解は1951年の「ホッブズからロックへ」の論文、そして1961年に刊行された『自然法の機能—思想史的考察—』に明らかである。井上はロックの政治理論の基調を社会契約にではなく信託に置き、その議論は以下の四点に整理できる。

第一に、ロックは信託（trust）概念を政治理論に応用した。信託はフランシスコ派修道僧の土地保有のための方法として、13世紀後半において「ユース」として導入され、17世紀には一般的に定着した概念となった。井上はイングランドで発展した信託について歴史的経緯等を詳述していないので、井上の念頭にあると推測される信託概念について、ここで簡略に通説を紹介したい。

信託の起源は中世のユースにあり、その語源は ad opus (to the use of) である。土地保有者Aが他の者Bに不動産権を譲渡するが、その際、当該譲渡はあくまでAが指名するCの利益のためだ (to the use of)、と命じるのである。井上がフランシスコ派修道僧に言及するのは、おそらく以下の事情が考えられる。土地保有者Aは本当は財産をCのフランシスコ派修道院に寄進したいが、宗教団体への土地譲渡に規制をかける死手法 (Statute of Mortmain) 等を考慮して、Aは直接Cに寄進しないで第三者Bに譲渡し、BはCの利益・ユースの

ために当該土地を占有することにしたのである。15 世紀初頭以降、受益者 C のユースはエクイティ（衡平法）上の権利として大法官府によって保護されるようになったが、1536 年のユース法の制定により、ユースの「転換」が生じる。ユース法は土地のコモン・ロー上の占有権を B から C に移転し、その結果、占有権とユースは C の手中に統合され、ユースは消滅する。⁽²⁾

だが、ユース法はすべてのユースをコモン・ロー上の権利に転換できたのではない。一例としては、母が子に土地を売って代金を受け取る際、母生存中は母の利益のために、母死亡後は子とその直系卑属の利益となるように明示的にユースを設定した問題がある。ユース法を適用すれば、生前は自分の、死後は子らの利益となるよう明示したユースは、母においてはコモン・ロー上の生涯不動産権、子においてはコモン・ロー上の限嗣不動産権になる。だが 1557 年にコモン・ロー裁判所は、ユース法はこの明示のユースに効力を発しないと判断した。その理由は、代価支払済売買取引による譲渡の時点ですでに、購入者である子の利益のための「黙示のユース」が生じているので、売買取引時に母が設定した明示のユースは二重ユース（use upon use）となり、ユース法は二重ユースを無効としたからである。⁽³⁾

この判断を契機に、大法官府はコモン・ロー上の権利としては無効とされた第二のユースを信託として執行しうるようになる。この背景には、受託者が履行すべき積極的任務を課せられている信託は、もともとユース法による転換の対象とはならなかった、という事情がある。17 世紀初頭までには、二重ユースの形式における信託が一般化し、17 世紀後半になると、大法官ノッティンガム伯（大法官在職 1673—1682 年）が信託法理の体系を整備していく。近代的な受動信託においては、信託者（信託設定者、trustor または settlor）

(2) ニール・G・ジョーンズ「物的財産の分野におけるエクイティによる介入の諸相」（高友希子訳）、立教法学、88、2013 年、268（47）頁。大野秀夫「ユースの起源とその発展」、信託法研究、15、1991 年、75 - 82 頁。

(3) ジョーンズ、前掲論文、266（49）頁

は受託者（trustee）に財産権を譲渡し、受託者は受益者（beneficiary）の指示以外には、積極的に財産を運用し処分する権利義務を持たない。⁽⁴⁾

井上の議論に戻ろう。

第二に、ロックの政治理論における信託は、信託者・信託設定者が人民の共同体、受託者が政府、そして受益者が人民の共同体となる自益信託である。この信託では、政府の権力は究極的には信託者に存し、政府と受益者である人民共同体は契約関係に立たない。さらに、政府は受益者のためにだけ存続し、受益者に対して片務的に義務を負う。

第三に、革命権は人民を反政府運動に駆り立てるためではなく、国王、政府や議会の権力は共同体・人民の福祉のために人民から信託された、という限界意識を持たせるために主張されている。

第四に、ロックの政治理論は、トーリー党的な立場とも、またホイッグ党的なそれとも異なる。トーリー派は王権神授説の立場から世襲の王への非抵抗を主張し、他方、ホイッグ派は「国王と人民の原始契約（the original Contract between King and People）」の観点から王位継承秩序の変革を考えた。彼らに対して、ロックは非抵抗も「原始契約」の存在も認めず、信託的政治権力を主張する。⁽⁵⁾（1951 井上：177 - 185、1961 井上：181 - 197）

井上がこれらの議論でロックの主張として強調したかったことは、権力の究極の所在は信託者にあり、王権も議会立法権も信託的権力であり、受益者

(4) ジョーンズ、前掲論文、272 (43) - 260 (55) 頁。J・H・ベイカー『イギリス法史入門第4版』（深尾裕造訳）関西学院大学出版会、2014年、第II部、96 - 105頁。植田 淳「信託とその設定方法」、神戸外大論叢（神戸市外国語大学研究会）、64 - 2、2014年、127 - 128頁。戒能通厚編『現代イギリス法事典』新世社、2003年、36 - 38頁。田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版会、1991年、passive trust、Statute of Uses、use、use upon use の項、参照。ただし、二重ユースから近代的信託制度への展開について、ここでの通説的説明には批判がある。戒能通厚『イギリス土地所有権法研究』岩波書店、1980年、94 - 98頁。ジョーンズ自身も二重ユースの過大評価に注意している。(53頁)

である人民のためにだけ存続しうる、ということである。だが、ロックは「人民に主権あり」とは明言せず、そもそも『統治二論』は政治理論を説明する言葉として「主権」の語を使わない。その理由を井上は、ホッブズのように主権的権力の「高揚絶対化」ではなく、革命防止を意図して、政治権力の制約をロックが強調したからだ、と考える。(1951 井上：184、1961 井上茂：194)

井上は「古いイギリス流の見解」の残存や妥協性を言うロック評価自体については論評を加えないが、信託への着目はこうした評価を乗り越えるものとなる。永岡薫の言葉を借りれば、ロックはホッブズからうけついだ自然法・自然権の概念を、そしてホッブズが結果的に否定した「デモクラシー……の内容それ自体を十七世紀の歴史の文脈の中で救出」した。(1968 永岡：7 - 13) つまり、ロックは、フィルマーの王権神授説とホッブズの絶対主権国家に対して、個人が構成する自律的な共同社会が統治権力を創出する仕組みを、信託という歴史的慣行を援用して機構化したのである。ロックの妥協性を強調していた酒井さえ、1961 年の著書では「ロックの市民社会形成論の焦点は、この信託的政府権力の創造行為論」だと述べる。(1961 酒井：138)

通常、ロックの政治理論は社会契約論という語で説明される。井上の論考はロックにおける契約と信託との関係を詳述しない。井上の論考後は、酒井、鈴木、服部（辨）、井上治郎、高梨、土岐邦夫、川中、永岡らが信託概念にふれるが、その中で契約と信託との関係にふれたのは、鈴木、服部、高梨、土岐である。彼らの議論の特徴は契約と信託を区別する点にあるが、ロックに

(5) 井上は詳述しないが、ジェームズ二世の王位継承、さらにウィリアム三世とメアリの共同統治の理解について、庶民院内、貴族院内、そして両者の間で激しい対立があった。最終的には、1689 年 2 月 6 日の貴族院において、ジェームズ二世は統治権を放棄し (has abdicated)、王座は空位 (vacant) になったという結論に落ち着く。House of Lords Journal, Volume 14, 6 February 1689, British History Online, <http://www.british-history.ac.uk/lords-jrnl/vol14/pp118-119#h3-0005>, downloaded on the 26th June 2015.

における契約概念の位置づけについては見解が異なる。

服部、高梨、土岐は、ロックは共同社会の形成を個人相互の契約によって、そして政府設立を共同社会からの信託によって考えたとする。このため、政府が解消されたからといって、共同社会自体の解消にはつながらない。高梨と土岐によれば、このことがロックによる革命権の主張を可能にした。（1957 服部：157 - 160、1962 高梨：147, 161、1965 土岐：201, 219）

他方、鈴木はロックの政治理論における契約概念の存在自体を否定する。革命権については、鈴木は他の論者と同様に、それを信託の解消任意性に根拠づける。だが彼は、従来の研究がイングランドの政治、法思想の伝統的概念である同意と信託に不注意であったと強調した上で、自然状態から共同社会を設立するのは個々人の契約ではなく同意によって、そして共同社会から政府を設立するのは信託によると考える。実際、『統治二論』は契約（contract）という語を継承、婚姻、主従関係に適用するのみである。鈴木がこのように考えるのは、彼が契約を、契約当事者間における行為または物財の交換として、契約当事者を拘束すると理解したからである。もし共同社会の設立が個々人の契約によるならば、その際、契約当事者である個々人は、政府設立といった共同社会の運営等において、何らかの契約履行の義務を負うことになる。だが、ロックの共同社会設立は自然状態の欠陥を克服するという同意にすぎず、政府設立等にあたって、個々人はあくまで自由な立場にある。政府は、共同社会設立に同意した個々人の多数決原理によって、共同社会から権力が信託された結果として成立する。（1954a 鈴木：320 - 322, 332 - 340, 350、1955a 鈴木：295）

④ 自由の制度化

ロック政治理論の本質について、ここまでは、妥協性等の原因、さらに妥協性等をこえて信託という歴史的慣行の援用に着目した研究を整理してきた。これらに対して、松下と福田歓一はロックの「近代的政治範疇」や「個人主義」を強調する。両者のロック論は1950年代初頭に刊行され、ロックの

妥協性等を語らない点で共通する。

とくに松下はロックに「市民政治理論」の最初の包括的理論化を見出す。市民政治理論とは、自由な個人を出発点として、個人の代表者によって議회를構築し、議会で制定した法を政府が執行するというピラミッド型の政治統合過程を指す。松下はそこに自由を基体とする近代的な権力の機構化を見出す。ロックは君主と議会の政治的対立に直面して、等質的個人から出発する社会契約論に依拠することで、議회를個人の自然権から弁証し、大権を極小化した。したがって、大権の承認はロックの妥協性の表れではない。ロックは強大な君主権を市民国家の政治機構・道具に転化し、その転化を可能にしたのが信託概念である。君主は個々人と「信託関係が存続する」間のみ大権を保持し、革命は信託の解消を意味する。(1959 松下：1, 348 - 357)

松下はこのロック評価を 2014 年においても堅持し、日本の現状に照らして、政府の権限は「主権者市民からの『授権』」であるとする「政府信託論」は、今日の日本でもなじまれておらず、「ロックの政治理論を日本で理解する基盤は、いまだ育っていない」と嘆く。⁽⁶⁾ ただし、こうした見解が、1968 年の大槻との対談で漏らした、ロックは「驚くほど中世的」という自身の指摘と、どのような整合性を持つのかは不明である。

他方、福田は松下ほど截然と妥協性を否定しないものの、ロックの政治理論が自然状態論から出発し、「個人主義への一面を踏み切った」点を強調する。ロックは「伝統的立憲主義」を棄て去ったのではないが、その「転回者の位置」を占める。すなわち、「デスペレイトな内乱」、「ピューリタン革命」の闘争を経験することで、ロックにおいて立憲主義は民主的理念と結合し、議会は「大権に対する独立と優位」を得て、「権力に対する自由の普遍的決済の場」として確立したのである。この「普遍的決済の場」の登場を可能にしたのが、「自律的な市民社会の権力外的成立」だった。(1953 福田(二)：280, 294 -

(6) 松下圭一『ロック「市民政府論」を読む』岩波現代文庫、2014 年、35 - 37、42 頁。

六 残された課題

ここで上記の議論を整理し、それらが残した論点をもとに今後の課題を指摘したい。

戦後のロック研究は、民俗誌や神学論にまで及ぶ多様な関心を示す中、とくに日本における民主主義の発展に対する期待を背景にして、『統治二論』研究に集中してきたと言える。『統治二論』の翻訳解説と研究の大半は、戦前の研究を受けて、その政治原理の妥協性等を問題にした。ロックは「近代デモクラシー」原理を軸にして革命権まで正当化するように見えながら、他方で君主制を擁護し続けたからである。こうした戦後の『統治二論』研究の大半が指摘したロックの政治原理の特徴や問題点の指摘は、以下の六点に整理できる。

第一に、ロックは国民主権または人民主権の理念を明示せず、「国民と国会」の関係は明らかではない。

第二に、立法権と執行権の関係が確定されない。立法権つまり議会の最高性が主張されつつ、君主の執行権・大権にもそれが言われることがある。

第三に、革命権の主張は権力濫用の警告や防止を意図したものであり、その具体的行使を促すものではない。

第四に、ロックは「資本主義」を擁護するという「階級的立場」を明らかにする。彼は封建勢力と民衆の両者に対峙する「近代社会の歴史的な性格」の具現者であり、「イギリス・ブルジョアジーの成長に対応」した。革命権の不徹底性の原因がこの点に求められることがある。

第五に、フィルマー批判にもかかわらず、ロックは「暗黙の同意」を媒介にして、家長支配の延長としての世襲君主制を認めている。

第六に、ロックに「古いイギリス流の見解」の残存を、かつ対フランスという観点に立つ「ナショナリズム」の存在を強調する。

ロックの妥協性を軸に議論を展開するこれらの研究に対して、他方、以下のような異論や反論が提示されている。

まず、ロックを資本主義の擁護者とする見解に対して、水田は「資本家および生産者の二つのたましい」の存在を主張し、さらに植木や永井は「労働による所有権」の主張に注目して、その主張がホジスキンのような社会主義者、または「小市民的急進主義〔ロック主義急進主義〕」者に継承されたとする。

次に、井上、高梨、鈴木らは、妥協性や「旧いイギリス流の見解」の残存をロックの限界として強調せず、信託という歴史的慣行が彼の政治原理として機構化されたと考える。その際、革命権は信託解除権または信託の解消任意性と解釈される。

さらに、松下や福田はロックに妥協性等を見るのではなく、より「近代的」、「個人主義」的な政治原理を強調する。松下は、自由な個人を出発点とする近代的な権力の機構化として「市民政治理論」を強調しつつ、信託概念にふれ、君主権を個人の信託に基礎づけ、革命権を信託解消権とみなす。他方、福田はロックにおける立憲主義の「転回」を強調し、大権に優位する議会とその議会を支える市民社会の成立に注目した。

戦後の『統治二論』研究は、戦前の研究が残した課題のうち、とくにロックの政治理論の妥協性等の分析に集中したが、他方で、『統治二論』にかかわる歴史的背景への目配り、『統治二論』第一論の検討、そして18世紀以降における『統治二論』の影響や評価については、戦前研究が残した課題を未処理のままにする。それに加えて、戦後研究において浮上してきた問題がある。上記の検討をふまえて、戦後研究が示唆する今後の『統治二論』研究の課題と考えられるものを四点に整理しておきたい。

第一に、ロックにおける主権という概念の有無、そして有るとすれば、その内容が問題となる。井上茂は、ロックはそもそも主権の語を使用しない、と言う。井上の他にも複数の研究者がこうした指摘をする一方、丸山のよう

に、ロックはその語を避けるものの、彼の主張は実質的には「人民主権を意味する」と考える研究者もいる。井上自身さえ、しいて言うなら人民は political sovereign、立法部は legal sovereign だ、と落ち着きの悪い見解を出す。（1951 井上：185, 188、1949 丸山：414）ホップズは、イングランド内戦の原因分析である『ビヒモス』において、誰も主権の本質を理解していないと嘆いたが、ロックが『統治二論』執筆段階において主権を何と把握して、その語を使わなかったのか、疑問となる。

第二に、立法権と執行権の関係に加えて、ロックにおける司法権の位置づけが問題となる。この点について、とくに原田鋼と長谷川正安の間で見解の対立がある。原田は「司法部」は「執行部に包括」されるとするが、長谷川はその見解を「でたらめ」とし、ロックにおいては立法権と司法権とが同一視されていたとする。しかし、どちらも自説の根拠をロックに即して提示しない。（1947 原田：89、1949 長谷川：30）ロックの権力分立論が強調されても、司法権への関心は研究者の一部に散発的に見出されるのみであり、ロックにおける司法権の位置づけはほとんど問題とされてこなかった。ロック自身、統治構造の一環として司法権を語ることはない。司法権に対する彼のこうした沈黙にもかかわらず、司法権の位置づけは以下の四つの理由や観点から『統治二論』において重要な検討事項になりうる。

まず、ロック自身がいわゆる排斥危機を背景に、主であるシャフツベリ伯の法廷弁護に巻き込まれ、裁判官の裁量権そして裁判官と陪審員との関係を問う論考を書いている。この論考はシャフツベリ伯の擁護のみならず、非国教徒の自由や市民権の保証にかかわるものだった。⁽⁷⁾

次に、国王処刑後から王政復古に至るまでの空位期（1649 - 1660 年）は司法にとっても大変動期であり、民訴裁判所と王座裁判所との対抗、そして

(7) マーク・ゴルディ編『ロック政治論集』（山田園子・吉村伸夫訳）法政大学出版局、2007年、215 - 220頁、「大陪審選出」（1681年）。

前者の実際上の「破壊」があったとされる。こうした裁判所の統廃合は王政復古体制、さらに名誉革命体制にも何らかの影響を及ぼし、かつロックはそうした大変動を理解しうる立場にあったと推測するならば、イングランド司法・裁判所の変動に対する彼の理解、そうした理解と『統治二論』における統治機構論との関連を無視できない。⁽⁸⁾

さらに、『統治二論』に即せば、政治権力として死刑を含む刑罰を科す法の制定とその執行が重視される。⁽⁹⁾ 長谷川は執行権 (executive power) に「行政権」の語を当てるが、ロックの言う執行権の内実、そして執行権と立法権との分離を理解する上で、ロック政治理論における司法の位置づけは看過できない。

加えて、ロックの司法観を後の時代から遡及的に考えることもできる。18世紀後半にアダム・スミスは『国富論』で、「主権者」の義務として司法の厳正な運営を訴え、そのために司法権の執行権からの分離、独立を主張した。ここでスミスはイングランドの裁判所の「賞賛すべき制度」の形成要因として、各裁判所の判事の「競争」を指摘する。判事は不正の訴えに対して、自身の法廷においてもっとも迅速かつ効果的な救済を与えようと努力したからである。⁽¹⁰⁾ この議論から遡及すると、ロックの沈黙は司法権の軽視または他権への司法権の包摂を意味するのではなく、政治権力からの司法の独立、そして司法機関相互の自由競争を望見しているように考えられる。

今後の研究課題の第三として、井上茂が注目した信託概念が問題となる。信託は、コモン・ロー上の権利者である受託者と、他方ユース、すなわちエクイティ上の権利者である受益者の設定に始まり、17世紀前半に大法官府裁判所が下したユースの保護を契機に、近代的信託へと展開したとされる。信

(8) J・H・ベイカー、前掲書、第I部、62 - 64, 68 - 70頁。

(9) 『完訳 統治二論』(加藤節訳) 岩波文庫、2010年、293頁。

(10) アダム・スミス『国富論』(水田洋訳) 岩波文庫、第三巻、2001年、391 - 395頁。

ただし、執行権は水田訳では「行政権」となっている。

託法理の体系を整備した大法官ノッティンガム伯（Heneage Finch, 1st Earl of Nottingham）の在職期間 1673—1682 年は、ロックが『統治二論』の執筆を手がけた頃と重なり、かつノッティンガム伯は、ロックの主シャフツベリ伯の罷免後、大法官職を襲った人物である。『統治二論』執筆時のロックがノッティンガム伯の職務内容に無関心だったとは考えにくい。ロックが当時整備されつつあった信託法理をどのように評価していたか、という疑問に加え、彼の政治原理の理解のために、イングランド法上の統治概念と権利概念に対する彼の考え方が、信託を中心に以下の二つの点で問われる。

まず、信託概念の採用に際して、イングランドの法的伝統に対するロックの考え方を問いたい。『統治二論』はイングランド法特有のコモン・ローとエクイティについて、あからさまな批判を展開しないが、それらの語を法体系や法準則としてはまったく使用しない。実際、ジョン・オーブリーはロックに、コモン・ロー批判を展開したホップズの『哲学者と法学徒との対話』に対する支持を求め、「あなたの主〔シャフツベリ伯〕がそれを読めば、お気に召すのではないか」と書いている。⁽¹¹⁾ ロックが信託を政治原理に適用する際に、コモン・ローの伝統やエクイティ概念をどのように批判・継受しようとしたのか、この問題の追究はロックに残存すると言われる「歴史的、半歴史的なもの」の内実を明らかにするだろう。

次に、ロックの信託原理をいわゆる契約や同意という概念と比較検討する必要がある。高梨はロックにおける信託と契約の両概念の間に、さらに鈴木は信託、契約、同意の三つの概念の間に違いを主張し、鈴木はロックに政治原理としての契約概念の存在を否定しさえする。こうした主張で彼らが強調

(11) 'John Aubrey to [Locke?], 11 February 1673', in E.S.de Beer(ed.), *The Correspondence of John Locke*, Vol.I, Oxford, 1976, pp.374-376. 深尾裕造「ヘイル『ロール法要録』序文、若いコモン・ロー法学徒に向けて」、法と政治、60 - 2、2009 年、155 (350) 頁、ホップズ著（田中浩・重森臣広・新井明訳）『哲学者と法学徒との対話』、岩波文庫、279 - 280 頁、参照。

するのは、政府権力の信託者である共同社会の母胎性や最高性である。共同社会は政府権力の設立において完全に自由、かつ優位に立ち、他方、立法部、執行部、国王のどれもが受託者として、共同社会という受益者の利益を図るという片務的義務を負う。共同社会は任意の信託解除権を有し、政府が義務履行を欠けば、自身の社会を破壊することなく政府を解体できる。2000年に下川潔は鈴木⁽¹²⁾の議論に「誤解」を指摘するのだが、ロックの信託概念はもとより同意概念を、さらに社会契約論とされてきたものの内実をあらためて検討する必要がある。

第四、最後に指摘したい課題として、福田が指摘するロックにおける「立憲主義」の「転回」とその意味が問われる。福田と松下は、ロックに自由な個人が出発点となる「近代的」統治機構の機構化を見出した。だが、多くの研究者が妥協性等に言及する中で、また松下自身がロックの法の支配概念を「中世的」と語る中で、そもそもロックの立憲主義とは何か、その「近代的」な特質とは何か、「立憲主義」の「転回」は「中世的」なものの否定・克服ゆえに「近代的」だ、という括りで整理しうるのか、という疑問が生じる。17世紀イングランドは、先にふれたように司法の大変動期でもあれば、国王処刑に象徴される国制・憲法上(constitutional)の大変動・混乱期でもあった。ロックはその変動をどう理解して、どのような国制・憲法論でそれに応えようとしたのか。こうしたロックの国制論の歴史的な再定置は、フィルマー批判、妥協性や「ナショナリズム」の表れとして語られる家長支配や世襲君主制の容認、『統治二論』のイングランド国制史上の位置、さらに一国の枠をこえたロックの政治理論の普遍的意義にかかわる議論をあらためて喚起することになる。

(12) 下川潔『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』名古屋大学出版会、2000年、215 - 216頁。同「ジョン・ロックの社会契約論」、『岩波講座哲学10 社会／公共性の哲学』岩波書店、2009年、84頁注(6)。

付録 戦後日本におけるジョン・ロック研究（抄録）

全般的な書誌情報については、下記のホームページを参照されたい。

（2016年4月1日から大学のウェブサイト移行のため、本論（上）の冒頭に示したURLは下記へ変更されます。旧URLをクリックしても、しばらくは自動的に移行します。）

http://hiroshima-u.jp/law/research/research_list/research_yamada

以下の一覧は本論で言及のあるものだけを列挙した。最初の4桁の数字は出版年を、「3-2」といった表記は雑誌の巻号数（第三巻第二号）を示す。出版年末のアルファベットは、同一著者が同年に複数の業績を刊行した場合に付し、ホームページ書誌との対応上この一覧でも残しておいた。

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------------------------|
| 1946 | 山崎正一 | 『認識批判』理想社 |
| 1947 | 原田 鋼 | 『近代政治思想史（上）』實業之日本社 |
| 1948b | 太田可夫 | 『イギリス社会哲学の成立』弘文堂（『イギリス社会哲学の成立と展開』水田洋編、社会思想社、1971年） |
| 1948 | 清宮四郎 | 「日本国憲法とロックの政治思想」国家学会雑誌、62-1 |
| 1948 | 鳥井博郎訳 | ジョン・ロック著『デモクラシーの本質』若草書房 |
| 1948 | 松浦嘉一訳 | 『ジョン・ロック政治論』東西出版社 |
| 1949 | 長谷川正安 | 「ジョン・ロック「政治論」（第2部）の分析－18世紀自然法思想史序説－」理論、1 |
| 1949 | 服部辯之助訳 | ジョン・ロック著『民主政治論：国家に関する第二論文』霞書房 |

- 1949 原田 鋼 「第七章 ジョン・ロックの政治哲学」『政治理論の基本課題』由利書房
- 1949 丸山真男 「ジョン・ロックと近代政治原理」法哲学四季報, 3 (『戦中と戦後の間』、みすず書房、1976 年所収)
- 1950a 鈴木秀勇 「ロックの自然法の性格」一橋論叢, 23 - 6
- 1950 山崎正一 『近代イギリス哲学の形成』春秋社
- 1951 井上 茂 「ホッブスからロックへ」『法思想の潮流』(日本法哲学会編)朝倉書店
- 1951 種瀬 茂 「ジョン・ロックの経済論：利子に関する論文を中心として」一橋論叢, 26 - 4
- 1951a 山崎時彦 「ロック政治思想の妥協的性格について」経済学雑誌 (大阪市立大), 24 - 3
- 1951b 山崎時彦 「ジョン・ロック「政府二論」の妥協的性格と同盟権の思想」季刊法律学, 10
- 1952a 太田可夫 『力について——人間悟性論第二卷二十一章の一つの研究』如水書房
- 1952 酒井吉栄 「ジョン・ロックの憲法思想研究序説—その成立のための二つの基本的条件の考察—」法政研究 (九州大学法政学会), 19 - 4
- 1952 濱林正夫 「ジョン・ロック経済論の研究」商学討究 (小樽商科大学経済研究所), 2 - 3
- 1952a 山崎時彦 「ジョン・ロック政治思想に関する二つの研究」季刊法律学, 13
- 1952b 山崎時彦 『名誉革命の人間像』有斐閣
- 1953 植木憲二 「ロックの社会思想史的一考察」三田学会雑誌, 46 - 7
- 1953 押村襄訳・編 『世界教育宝典 ジョン・ロック著 教育に関する

- る考察』玉川大学出版部
- 1953 酒井吉栄 「ジョン・ロックの法と国家に関する一試論—その市民社会即ち、政治社会の構造論を中心として」愛知大学法経論集, 6
- 1953 羽鳥卓也 「ジョン・ロックの政治哲学と経済理論（1・2）」商学論集（福島大学経済学部経済学会）, 22 - 1, 22 - 3
- 1953 福田歆一 「道徳哲学としての近世自然法（一・二）」国家学会雑誌, 66 - 5・6・7, 67 - 5・6
- 1954 酒井吉栄 「ロックにおける人権思想の特質と限界 —その社会哲学における国家と教会との問題に関連して—」愛知大学法経論集, 9
- 1954a 鈴木秀勇 「ジョン・ロックの政治哲学における「同意」理論」一橋論叢, 32 - 5
- 1954 羽鳥卓也 「ロックの国家論とイギリス重商主義——ヒュームの所説との対比」一橋論叢, 32 - 5（1957『市民革命思想の展開』所収）
- 1954c 濱林正夫 「ロック経済思想の社会的基礎」商学論集（福島大学経済学部経済学会）, 22 - 6
- 1955 酒井吉栄 「ロックにおける政治機構論の特質と背景」愛知大学法経論集, 12
- 1955a 鈴木秀勇訳 「ロック 統治論 第二篇」『世界大思想全集 8 哲学・文芸思想篇』河出書房
- 1955b 鈴木秀勇 「ジョン・ロックと民俗誌」一橋大学創立八十周年記念論集, 上巻, 勁草書房
- 1956 服部辯之助 「ジョン・ロック」社会思想研究, 8 - 7
- 1957 落合 勇 「ロックと日本国憲法」『吉田一枝教授還暦記念

法学及び政治学の諸問題』 ミネルヴァ書房

- 1957 種瀬 茂 「ジョン・ロックによる経済の構造的把握」一橋論叢, 35 - 2
- 1957-1959 服部辯之助 「ロックの Treatise of Civil Government についての考察 (正・続)」学術研究—人文・社会・自然— (早稲田大学教育学部), 6・8
- 1957 羽鳥卓也 『市民革命思想の展開』 御茶の水書房
- 1959 大谷恵教 「ジョン・ロックと 1669 年の北米カロライナ基本憲法」拓殖大学論集, 25
- 1959 松下圭一 『市民政治理論の形成』 岩波書店
- 1960 井上公正 「ロックの初期の寛容論」奈良女子大学文学会研究年報, 4
- 1960 梅崎光生訳 ジョン・ロック著『教育論』 明治図書
- 1960-1961 大谷恵教 「ジョン・ロックの生涯と人格・思想形成 (1~3)」拓殖大学論集, 23・24・26
- 1960 中村恒矩 「ロックの寛容論についての覚書」一橋論叢, 44 - 2
- 1960 平野 耿 「『自然法論』におけるロックの認識理論」東洋大学教養部紀要, 1
- 1960 ロゲンドルフ、J. 「書評 ユリウス・エビングハウス訳編『ジョン・ロックの寛容に関する書簡』」ソフィア (上智大学), 9 - 1
- 1961 井上公正 「ロックの中期の寛容論」奈良女子大文学会研究年報, 5
- 1961 井上 茂 『自然法の機能—思想史的考察—』 勁草書房
- 1962 井上公正 「ロックの「寛容に関する書簡」—三つの原理について—」奈良女子大文学会研究年報, 6

- 1961 酒井吉栄 『近代憲法思想史研究:十七・八世紀英米ブルジョア革命期における憲法思想の潮流』 評論社
- 1962 高梨幸男 『自然法と民主主義の思想構造——ジョン・ロック研究序説』 日本評論社
- 1962 永井義雄 『イギリス急進主義の研究』 御茶の水書房
- 1962 浜林正夫訳 ジョン・ロック「自然法論」、「宗教的寛容に関する書簡」『世界大思想全集. 社会・宗教・科学思想篇2』 河出書房新社
- 1963 中村恒矩 「ロックの思想形成と自然研究—『医学について』を中心に—」 一橋論叢, 49 - 1
- 1964 鎌井敏和 「ジョン・ロックの宗教自由論」 倫理学研究（東京教育大学倫理学会）, 12
- 1964 浜林正夫訳 ジョン・ロック『統治論』（『世界思想教養全集 イギリスの近代政治思想』 河出書房新社）
- 1964b 平井俊彦 『ロックにおける人間と社会』 ミネルヴァ書房
- 1964 三上隆三 「ジョン・ロックの初期利子論について」 経済理論, 78
- 1964 水田 洋 『イギリスの近代政治思想』 概説（『世界思想教養全集 イギリスの近代政治思想』 所収）
- 1965 木村伊勢雄 「宗教と道德と政治—ロックの思想を中心として—」 東京学芸大学研究報告, 16 - 1
- 1965 土岐邦夫 「自然権と社会契約」 野田又夫編『市民社会の成立 思想の歴史7』 平凡社
- 1965 中村恒矩 「ロックにおける寛容論の発展」 一橋論叢, 54 - 1
- 1965 Yajima, Mikio (矢島幹雄)
 'John Locke and Jonathan Edwards' 帝塚山大学紀

- 要, 2 - 1
- 1966 井上公正 「ロックの革命権思想に関する一考察」 奈良女子大文学会研究年報, 10
- 1966 川中藤治 「ジョン・ロックの財産観 (1 - 3)」 法学論叢, 77 - 1・4・6 (『ジョン・ロック 市民政治の思想』 法律文化社、1986 年所収)
- 1966 斎藤新治 「ロック 道德教育思想の歴史的意義 - 市民国家と道德教育の関連」 東京教育大学教育学研究集録, 6
- 1967 岡崎公良 「J・ロックにおける市民社会と宗教との関係について」 金城学院大学論集, 通巻 32, 人文科学特集, 1
- 1967 鎌井敏和 「ジョン・ロックにおける信仰と理性」 倫理学研究, 14
- 1967 河西 章 「資料 1 ロックの哲学 (近世哲学史)」、『フランス・百科全書』の基本的立場」 所収, 人文科学論集 (北海道大学), 5
- 1967 服部知文訳 『教育に関する考察』 岩波文庫
- 1968 生松敬三訳 「寛容についての書簡」 (1968 大槻所収)
- 1968 鶴飼信成訳 『市民政府論』 岩波文庫
- 1968 大槻春彦責任編集
 『世界の名著 ロック ヒューム』『世界の名著』, 27 (紙装版 中公バックス, 32) 中央公論社, 宮川透 / 生松敬三 / 土岐邦夫 / 小西嘉四郎 訳, ロック 「人間知性論」 「統治論」 「寛容についての書簡」, 大槻解説 「イギリス古典経験論と近代思想」, 大槻春彦・松下圭一対談 付録 27 「市

民社会の原理」とは何か

- 1968 大槻春彦・松下圭一
対談 付録 27「市民社会の原理」とは何か（1968
大槻所収）
- 1968 (2005) 田中正司 『ジョン・ロック研究』 未来社（『ジョン・ロッ
ク研究 新增補』 御茶の水書房、2005 年）
- 1968 永岡 薫 「ロック「政治哲学」の形成過程（上）—自然法
の転換とピューリタニズム—」 思想, 531
- 1968 村田克己 「アメリカ独立宣言に現れたジョン・ロックの政
治思想」 経済論集（大東文化大学経済学会）, 11
- 1969 中村恒矩 「断章『医学について』の邦訳試稿」 東京経大学
会誌, 61